

令和6（2024）年度 高校生等奨学給付金（栃木県奨学のための給付金（公立）） 申請の手続き等について （家計急変による非課税相当世帯）

栃木県では、授業料以外の教育費（※）の負担を軽減するため、一定の要件を満たす世帯に対し、「栃木県奨学のための給付金（公立）」を支給します。

（貸与ではないので返還不要です。）

※授業料以外の教育費（例示）… 教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、校外活動費、生徒会費、PTA会費、入学学用品費等

■ 1. 支給対象 ■

令和6（2024）年7月1日時点（7月2日以降に家計急変が発生した場合は、家計急変発生日の属する月の翌月（家計急変発生日が月の初日の場合は家計急変発生日）の1日時点。以下この資料において「家計急変に係る基準日」と表記します。）で、次の(1)～(3)の全てに該当する世帯の保護者等です。

- (1) 保護者等（原則として父母）が**栃木県内に住所を有すること**
- (2) 公立の高等学校、高等専門学校（第3学年まで）等に在学する高校生等がいること
- (3) 家計急変による経済的な理由から、保護者等全員の**県民税・市町村民税所得割が非課税である世帯に相当すると認められる世帯**（以下「家計急変による非課税相当世帯」）

【注意事項】

※ (1)に関して、「保護者等」とは、原則、親権者。親権者がいない場合は、未成年後見人、主たる生計維持者、生徒本人の順に「保護者等」に該当する。

※ (3)に関して、保護者等全員のそれぞれの家計急変後の年収見込額が、下表のとおりとなる場合に該当します（給与所得者の場合）

給付決定までに就職等により年収見込額が変更となる場合は対象外となる場合があります。）下記に該当しない場合は個別に判定いたします。

（例）保護者等1名の場合又は保護者等が2名のうち1名が控除対象配偶者の場合

世帯構成	年収見込額の例（給与所得者の場合）
2人世帯	2, 044, 000円未満
3人世帯	2, 216, 000円未満
4人世帯	2, 716, 000円未満
5人世帯	3, 216, 000円未満
6人世帯	3, 704, 000円未満

※ (3)に関して、自己都合退職（傷病や介護、倒産等が理由による退職等を除く）や定年退職などは、家計急変の対象とはなりません。また、年収見込額には、退職金、失業手当は含めません。

※ 高校生等が「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（令和5年5月10日こ支家第47号）」による**措置費等の支弁対象**であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高中生等を除く。）が措置されている場合は**対象外**です。

※ 高校生等が7月1日時点（7月2日以降の家計急変の場合は家計急変に係る基準日）において**休学**している場合は**対象外**です。ただし、当該年度の10月末日までに復学した場合には対象となります。（この場合、支給の判断基準日は7月1日（7月2日以降の家計急変の場合は家計急変に係る基準日）です。）

■ 2. 高校生等一人当たりの支給金額（年額） ■

区分 番号	世帯区分		支給額(注)
②	通信制又は高等学校等専攻科（以下「専攻科」）		50,500円
③		第1子	122,100円
④	全日制 定時制	第2子以降 ア 2人目以降 ^{※1} イ 世帯に15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる ^{※2} ウ 世帯に②（通信制又は専攻科）に該当する兄弟姉妹がいる	143,700円

「令和6（2024）年1月1日から令和6（2024）年12月31日までに発生した家計急変が対象」

（注）家計急変による非課税相当世帯の支給額は、

① 7月1日までに家計急変し、別途定める期日まで申請があった場合・・・上表の額

② 7月2日以降に家計急変の場合は、家計急変が発生した日の属する月の翌月から3月までの月数に応じて算定した額

区分④において9月に家計急変の場合

$$143,700円 \times 6月（10月～翌年3月） \div 12月 = 71,850円$$

※1 県民税・市町村民税所得割が非課税である世帯に扶養されている2人目以降の高校生等

複数の高校生等を扶養する世帯における③、④の区分は、必ずしも「兄・姉」が③、「弟・妹」が④に限定されるものではなく、いずれか1人については③の区分とし、その他の者については④の区分となります。同様に、双子もしくは三つ子以上の場合、「兄・姉」と「弟・妹」の別を問わず、1人については③の区分、その他の者については④の区分となります。

※2 家計急変による非課税相当世帯に扶養されている15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる高校生等

15歳以上（中学生を除く）23歳未満の扶養されている兄弟姉妹の年齢については、認定基準日（7月1日等）における年齢で判断します。

■ 3. 支給の申請 ■

給付金の支給には申請が必要です。

支給申請書（別記様式第1号（その3）又は（その4））に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、持参又は郵送で提出してください。（県内の高等学校等に複数の高校生等がいる場合は、それぞれの高等学校等に申請してください。）

* 提出先

在籍する学校	提出先	提出期限
①栃木県内の高等学校等	在学する高等学校等	学校の指定する日
②栃木県外の高等学校等		
(ア) 隣接県協定の該当校	在学する高等学校等	学校の指定する日
(イ) (ア)以外	栃木県教育委員会事務局 教育政策課企画調整担当 〒320-8501 栃木県宇都宮市埜田 1-1-20 (TEL:028 - 623 - 3354) *持参する場合 栃木県本町合同ビル(宇都宮市本町3-9)4階 教育政策課の窓口まで(8:30~17:15)	7月1日までに家計急変が発生した場合 8月16日(消印有効) 7月2日以降に家計急変が発生した場合 随時 ※最終 令和7年1月31日 (消印有効)

* 申請添付書類一覧 (申請書に添付してください。)

区分番号	所得の確認書類	扶養の確認書類	在学の確認書類	給付金の支給口座の確認書類	その他
②③④	家計の状況を確認するための書類【注ア】 (保護者等全員分)	扶養誓約書 (別記様式第7号)【注イ】 (対象となる高校生等が全日制、又は定時制で、かつ、15歳以上(中学生を除く)23歳未満の兄弟姉妹がいる場合は、対象となる高校生等を含む該当者全員分) ※上記に該当しない場合は、扶養誓約書の提出は不要。	在学証明書【注ウ】 (県内高校、隣接県協定該当校は不要)	口座届出書及び通帳の写し【注エ】	個人対象要件証明書 (専攻科に通う生徒のみ)【注オ】 委任状 (学校徴収金に未納がない場合は不要)【注カ】

【注意事項】

(ア) 下記①～③の書類(③について、下記(イ)で確認できる場合は省略可)

- ① 保護者等の家計急変の事由を証明する書類
 例) 家計急変状況申出書(別添、参考様式)
 離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通知書、破産宣告通知書、廃業等届出等
- ② 保護者等全員の家計急変前及び家計急変後の収入を証明する書類
 例) 収入見込み申立書(別添、参考様式)
 (家計急変前) 課税証明書(③の書類と兼用する場合は、扶養親族の記載が省略されていないもの)、家計急変月の前3か月分の給与明細

（家計急変後）会社作成の給与見込、家計急変月を含む3か月分の給与明細、税理士又は公認会計士の作成した証明書類等

※申請日以降、審査中に就職等により状況が変化した結果、年収見込額が非課税世帯を超えることが判明した場合は申し出てください。

※課税証明書の代わりに個人番号カードの写しを提出する場合は、保護者等全員分が必要ですが、授業料無償判定のための届出書にマイナンバー関係書類を添付している場合は、その分の提出は不要です。また、申請者が持参又は郵送にて提出する場合は本人確認書類の提出が必要です。

③ 保護者等の扶養親族の人数・年齢を確認するための書類

例) 扶養親族の記載が省略されていない課税証明書等（上記②を提出する場合は兼用可）、扶養親族分の扶養誓約書（下記イで兼用可）

（イ）次の場合、対象となる高校生等の扶養誓約書の提出は不要です。

① 対象となる高校生等以外に、15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がない場合

② 対象となる高校生等が通信制に在籍している場合

（ウ）県内の高等学校、隣接県の茨城県・群馬県・埼玉県高等学校に在学している場合は添付不要です。

（エ）口座届出書は、別添のとおりです。原則として**申請者（保護者等）名義の口座**にしてください。名義、店番号、口座番号が分かる通帳のページの写しを一緒に提出してください。

（オ）当該生徒が専攻科支援金を受給していない場合でも、専攻科の生徒への修学支援事業の補助要件を満たすかどうかについて確認するため提出してください。

（カ）栃木県内の県立高等学校に在籍する高校生の保護者で、学校徴収金に未納がある場合に、給付金を未納分に充当することを学校長に委任するものです。学校の指示により御提出願います。

■ 4. 支給の方法等 ■

申請された内容を審査し、支給決定の通知を送付します。（11月上旬予定。7月2日以降の家計急変の場合は決定次第）

給付金の支給は、11月下旬を予定（7月2日以降の家計急変の場合は決定次第）しており、口座届出書に記載された**口座に振り込み**ます。

（不明な点がある場合などは、必要に応じて申請内容の確認を行い、修正または追加資料の提出を求めることがあります。）

■ 5. 申請書記入上の注意 ■

申請書記入に当たっては、記入例や「記入上の注意」を十分に参照の上、記入してください。

■ 6. 留意事項 ■

ア 高校生等が、過去に国公立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）及び専攻科を卒業し又は修了したことがある場合には、給付金の受給資格はありません。

イ 2校以上の学校に在学している場合は、いずれか1校を選んで申請をしてください。

お問い合わせ先

- ① 県内の県立高等学校に通われている方

各高等学校の事務室

- ② ①以外の高等学校等に通われている方

栃木県教育委員会事務局 教育政策課 企画調整担当

電話 028-623-3354 （平日：8:30～17:15）